

## さいたま市告示第617号

さいたま市撤去自転車等返還業務（新開自転車保管所）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和8年4月1日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 業務名

さいたま市撤去自転車等返還業務（新開自転車保管所）

### 2 指定公金事務取扱者

- (1) 名称 公益社団法人さいたま市シルバー人材センター
- (2) 住所又は事務所の所在地 さいたま市大宮区土手町1-213-1

### 3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和8年3月26日

### 4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和8年3月26日

### 5 委託する期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 6 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

- ・ 放置自転車撤去手数料

### 7 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所都市局交通政策部自転車まちづくり推進課車両対策事務所
- (2) 電話 048(652)8812

都市局 交通政策部 自転車まちづくり推進課 車両対策事務所  
告示期間の期限日 令和8年4月15日まで